

全 建 労 発 第 6 9 号
平成 2 3 年 1 2 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

東日本大震災の復旧工事において使用する
呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東日本大震災の復旧工事における労働災害防止につきましては、ご尽力いただいているところですが、この度、厚生労働省労働基準局長より別添のとおり、平成24年4月1日以降は、未検定マスクの譲渡、貸与、使用等を行わないようにとの通知がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上